

健健発1009第1号  
令和2年10月9日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する  
具体的な対応等について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、積極的な勧奨を差し控えている状況にあるが、今般、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供について、第49回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・令和2年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（以下「合同会議」という。）において、その方法、目的及び内容に係る方針が了承された。

については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者及びその保護者（以下「対象者等」という。）への周知について、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」（令和2年10月9日健発1009第1号厚生労働省健康局長通知）において示しているが、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供については、以下の目的及び趣旨で実施し、具体的な対応等について下記のとおり取り扱うこととするので、貴職におかれでは、この目的及び趣旨に十分御留意の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 HPVワクチンに係る情報提供の目的について

公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）があることについて知っていただくとともに、HPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報等を、対象者等に届けることを目的とする。

## 2 個別送付による情報提供の方法について

対象者等が情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、市町村は、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 6 条の規定により対象者等へ周知を行うこと。周知方法については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 2 にあるとおり、やむを得ない事情がある場合を除き個別通知とし、3（1）のリーフレット等、1 の目的で情報提供を行うための資材を対象者等へ個別に送付する。

対象者等への周知を実施するに当たっては、接種を希望した場合の円滑な接種のため、予防接種を受ける期日又は期間及び場所等（以下「接種日時及び場所等」という。）の必要な事項を周知する必要があるが、接種日時及び場所等を周知する方法のほか、接種日時及び場所等を掲載しているホームページや問い合わせ先を案内し、必要な情報が入手できるようにする方法でも差し支えない。なお、3（1）のリーフレットには、市町村からのこうした案内や、市町村名等を追記することができる。

情報提供資材の個別送付並びに接種日時及び場所等の周知に当たっては、「接種を受けましょう」「接種をおすすめします」など、個別送付することで定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意する必要がある。

なお、対象者等ができる限りもなく情報に接することができるよう、毎年一定の年齢の対象者に情報提供資材を送付する場合には、当初は当該年齢より上の対象者にも送付する等の工夫をすることが望ましい。

## 3 リーフレットの改訂について

HPVワクチン接種に関する既存の 3 種類のリーフレットについて、その対象者・目的を改めて整理した上で構成の変更を行うほか、読みやすさ・分かりやすさを重視して改訂した。

なお、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供に当たっては、改訂したリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用するとともに、改訂前のリーフレットは使用しないこと。

### （1）HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版及び詳細版）（別紙 1 及び 2）

**【目的】** HPVワクチン接種について検討・判断や接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんやHPVワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただく

**【対象者】** HPVワクチンの定期接種の対象年齢に該当する女子及びその保護者

**【活用方法】** 市町村から個別送付、定期接種を実施する医療機関で配布 等

### （2）HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット（別紙 3）

【目的】HPVワクチン接種後の留意点等について理解していただく

【対象者】HPVワクチンを接種した女子及びその保護者

【活用方法】定期接種を実施する医療機関から接種時に配布、接種希望者へ市町村から直接配布する 等

(3) HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット（別紙4）

【目的】HPVワクチンの対象者等及び接種希望者等へ適切な対応をしていただく

【対象者】HPVワクチンの接種に関する医療従事者

【活用方法】直接又は地域医師会等を通じて配布 等